

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年2月9日(2006.2.9)

【公表番号】特表2005-516066(P2005-516066A)

【公表日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-564021(P2003-564021)

【国際特許分類】

C 07 D 233/50 (2006.01)

A 61 K 9/20 (2006.01)

A 61 K 9/48 (2006.01)

A 61 K 31/4168 (2006.01)

A 61 P 13/02 (2006.01)

【F I】

C 07 D 233/50 C S P

A 61 K 9/20

A 61 K 9/48

A 61 K 31/4168

A 61 P 13/02

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月13日(2005.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

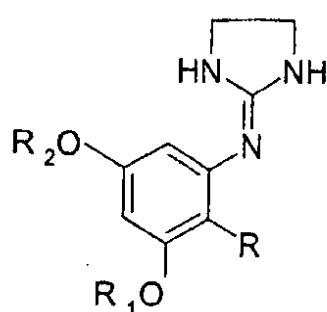
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式I

【化1】



(式中、

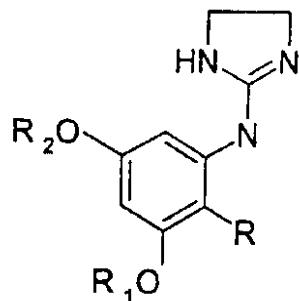
RはF、Cl、Br、CF₃、CH₂F又はCHF₂であり、かつ

R₁及びR₂は互いに独立にあらゆるC₁-C₆-アルキルであってもよい)

の化合物、

一般式II

【化2】



を有するその互変異性体又は

該2種の互変異性体のいずれかの薬理学上許される塩。

【請求項2】

RがF、Cl、Br又はCF₃であり、かつR₁及びR₂が互いに独立に非分岐C₁-C₆-アルキルである、請求項1記載の化合物。

【請求項3】

RがCl、Br又はCF₃であり、かつR₁及びR₂が両方とも同じ非分岐C₁-C₄-アルキルである、請求項1記載の化合物。

【請求項4】

RがCl又はBrであり、かつR₁及びR₂が両方ともメチル、エチル又はプロピルである、請求項1記載の化合物。

【請求項5】

RがClであり、かつR₁及びR₂が両方ともメチル又はエチルである、請求項1記載の化合物。

【請求項6】

化合物が

2'-クロロ-3',5'-ジメトキシフェン-1'-イル-イミノ-2-イミダゾリジン、

2'-クロロ-3',5'-ジエトキシフェン-1'-イル-イミノ-2-イミダゾリジン、

2'-クロロ-3',5'-ジプロピルオキシフェン-1'-イル-イミノ-2-イミダゾリジン、

2'-ブロモ-3',5'-ジメトキシフェン-1'-イル-イミノ-2-イミダゾリジン、

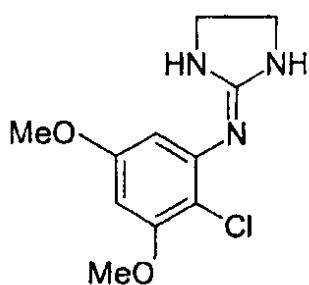
2'-ブロモ-3',5'-ジエトキシフェン-1'-イル-イミノ-2-イミダゾリジン、

2'-ブロモ-3',5'-ジプロピルオキシフェン-1'-イル-イミノ-2-イミダゾリジン、これらの互変異性体又はこれらの薬理学上許される塩である、請求項1記載の化合物。

【請求項7】

一般式I

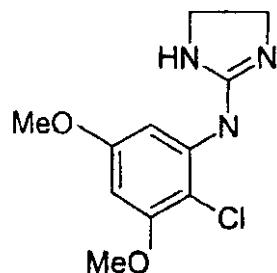
【化3】



により表される2'-クロロ-3',5'-ジメトキシフェン-1'-イル-イミノ-2-イミダゾリジン、

一般式II

【化4】



により表されるその互変異性体2'-クロロ-3',5'-ジメトキシアニリノ-2-イミダゾリン、又は該2種の互変異性体のいずれかの薬理学上許される塩。

【請求項8】

一般式Iの請求項1から7のいずれかに記載の化合物又はその薬理学上許される塩の一種。

【請求項9】

一般式IIの請求項1から7のいずれかに記載の化合物又はその薬理学上許される塩の一種。

【請求項10】

薬理学上許される塩が塩酸塩であることを特徴とする、請求項1から9のいずれか1項記載の化合物。

【請求項11】

請求項1から10のいずれか1項記載の化合物を含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項12】

0.001mg~1gの量の請求項1から10のいずれか1項記載の化合物を含む医薬組成物。

【請求項13】

錠剤、又はカプセルの形態の請求項11又は12記載の医薬組成物。

【請求項14】

経口投与用である請求項11又は12記載の医薬組成物。

【請求項15】

経皮投与、非経口投与、直腸投与又は腔投与用である請求項11又は12記載の医薬組成物。

【請求項16】

尿失禁を治療するための請求項11から15のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項17】

尿失禁を治療するための薬物を調製するための請求項1から10のいずれか1項記載の化合物の使用。